

資料 6

宍戸構成員提出資料

第4回デジタル行財政改革会議における意見

2024年2月22日

宍戸 常寿

- 1 デジタル行財政改革の前提となる現状認識、基本的考え方のうち「地域を支える公共サービスに関し、システムの統一・共通化等で現場負担を減らすとともに、デジタルの力も活用してサービスの質も向上。」は、第32次・第33次地方制度調査会での審議・答申とも軌を一にするものであると考える。

「利用者起点」での行政サービスのあり方の見直しも、デジタル臨時行政調査会以来のテーマであり、それが貫徹されることを強く希望する。

- 2 「利用者」という場合、全国で事業活動を展開する企業、スタートアップ、デジタル企業だけでなく、準公共分野を始め自治体とともに地域の住民の生活を支える様々な主体、そして究極的には国民であり住民でもある個人の視点が、複合的に考慮される必要がある。

国が地方と協力・連携して整備を進めるデジタル基盤についていえば、現場で住民に向き合って業務を遂行するために同基盤に関わる地方公共団体の職員もまた、「利用者」としての側面を有する。基盤整備に当たって、職員にとって利便性を高め、かつ、職員が仕様の変更などに対応できるような環境整備もまた、国に求められるものとする。

- 3 デジタル行財政改革に当たっては、国民であり住民でもある個人に対して公共サービスの供給により奉仕すべきであるという点で、国も地方も同じ方向を向くべきであるという観点から、地方自治を前提としつつ、新たな役割分担と協力・連携のあり方を定めるべきである。

この観点から、同基盤の整備を国の役割とすること、同時にこの基盤整備の目的は、地方公共団体が行政サービスを維持し、求められる自主性をより発揮することを可能にすることにありその逆ではないこと、このために国が従来の6団体との協議等にとどまらず、多層的に地方と連携・協力すべきこと等の方向性を、デジタル行財政改革会議において確立すべきである。そして、この点で国と基礎自治体の間で期待される都道府県の役割などをはじめ、デジタル社会のインフラとしての地方制度の具体的なあり方について、適切な場で地方公共団体を交えて検討を進めるべきものとする。

- 4 デジタル行財政改革の推進に当たっては、現実のコストや人の手当についても、国が合理的なロードマップを提示して、地方公共団体や関連する主体の予期を形成し、予測をもって効率的・合理的な行動ができるようにすることが必要である。

特にデジタル基盤の整備やE B P Mの深化の過程では、既存の業務処理、政策形成・評価過程との調整のために、一時的にであれ新たな現場負担が発生することは不可避であるところ、デジタル人材に限らず、社会全体として公務に従事する者の数を増やすなどして、計画的・効率的にこのような負担を処理し、最終的な現場負担の軽減によるデジタル化の恩恵が実感できるようにすることが肝要と考える。また、デジタル行財政改革のための各種の費用負担については、屢々見られるように、システム構築だけでなく、以後毎年度継続的に発生する運用の負担についても、あらかじめ適切な配分を明示すべきものとする。

以上